

令和 7 年 5 月 阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	令和 7 年 5 月 2 2 日（木）午後 2 時 0 0 分	
会議場所	中央公民館 2 階 学習室 C	
出席委員	出席者 教育長 宮 崎 智 彦 委 員 湯 原 敦 子 委 員 安 江 健	欠席者 委 員 岡 田 治 美 委 員 小 林 和 裕
委員以外 の出席者	教育部長、次長兼予科練平和記念館長、学校教育課長、生涯学習課長、指導室長、中央公民館長、図書館長、給食センター所長、学校教育課長補佐、学校教育課係長、学校教育課主事	
議 題	報告第 3 号 阿見町青少年相談員の委嘱の専決について 報告第 4 号 阿見町ふるさと文芸検討委員会委員の委嘱の専決について 報告第 5 号 阿見町史編さん専門員の委嘱の専決について 報告第 6 号 阿見町学校評議員の委嘱の専決について 報告第 7 号 阿見町図書館協議会委員の委嘱の専決について 報告第 8 号 阿見町学校給食センター運営委員の解任の専決について 報告第 9 号 阿見町学校給食センター運営委員の委嘱又は任命の専決について 議案第 3 2 号 招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について 議案第 3 3 号 阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について 議案第 3 4 号 総合運動公園 B 球場照明灯改修工事について 議案第 3 5 号 予科練平和記念館屋上防水・外壁改修工事について 議案第 3 6 号 君原小学校屋内運動場トイレ等改修工事について 議案第 3 7 号 朝日中学校屋内運動場トイレ等改修工事について 議案第 3 8 号 本郷小学校校舎増築工事について 議案第 3 9 号 令和 7 年度阿見町一般会計補正予算案（教育費）について 令和 7 年 5 月教育業務報告及び 6 月教育業務予定	
傍 聴 者	0 名	
議 事 概 要		
教育長	阿見町教育委員会会議規則第 8 条の規定により、ただいまより令和 7 年 5 月教育委員会定例会を開会いたします。 まず、会議録の確認ですが、4 月教育委員会定例会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。	
委員	異議なし。	
教育長	次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育	

事務局	委員会会議規則第17条の規定により、湯原委員を指名します。よろしくをお願いします。 それでは審議事項に入ります。まず、報告第3号について、事務局より説明をお願いします。 ○報告第3号 阿見町青少年相談員の委嘱の専決について 資料1ページをご覧ください。阿見町青少年相談員21名について、その委嘱を専決させていただきました。21名全員が継続となります。委嘱期間につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間です。 報告は以上です。
教育長	ただいま事務局より、報告第3号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、報告第3号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、報告第3号については承認されました。 次に、報告第4号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○報告第4号 阿見町ふるさと文芸検討委員会委員の委嘱の専決について 資料3ページをご覧ください。阿見町ふるさと文芸検討委員会委員10名について、その委嘱を専決させていただきました。10名のうち9名が継続、1名が新規となります。委嘱期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。 報告は以上です。
教育長	ただいま事務局より、報告第4号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、報告第4号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、報告第4号については承認されました。 次に、報告第5号について、事務局より説明をお願いします。

事務局	○報告第5号 阿見町史編さん専門員の委嘱の専決について 資料6ページをご覧ください。阿見町史編さん専門員1名について、その委嘱を専決させていただきました。この委員は新規となります。委嘱期間につきましては、令和7年4月1日から町史刊行までです。 報告は以上です。
教育長	ただいま事務局より、報告第5号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
委員	報告第3号及び第4号では阿見町にお住まいの方に委嘱していますが、この方は歴史館の学芸員ですので、ボランティアというよりは仕事として依頼することになるのでしょうか。
事務局	仕事として依頼することになります。町史編さんは専門の方に委嘱しており、他の専門部会でも何名か専門の方に委嘱しています。
教育長	その他ご質問がないようでしたら、報告第5号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、報告第5号については承認されました。 次に、報告第6号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○報告第6号 阿見町学校評議員の委嘱の専決について 資料9ページをご覧ください。阿見町青少年相談員25名について、その委嘱を専決させていただきました。25名のうち24名が継続、1名が新規となります。委嘱期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。 報告は以上です。
教育長	ただいま事務局より、報告第6号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
委員	評議員を委嘱した5校については、今年度中にコミュニティスクールに移行する予定はないのでしょうか。
事務局	今年度中の移行はありませんが、今後2年間をかけて移行していく予定です。
教育長	現在、阿見小とあさひ小が準備期間に入っており、来年度より学校運

	営協議会を立ち上げる予定です。また、中学校3校は来年度準備期間に入り、再来年度に学校運営協議会を立ち上げる予定です。 その他ご質問がないようでしたら、報告第6号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、報告第6号については承認されました。 次に、報告第7号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○報告第7号 阿見町図書館協議会委員の委嘱の専決について 資料12ページをご覧ください。阿見町図書館協議会委員10名について、その委嘱を専決させていただきました。10名のうち7名が継続、3名が新規となります。委嘱期間につきましては、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間です。 報告は以上です。
教育長	ただいま事務局より、報告第7号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、報告第7号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、報告第7号については承認されました。 次に、報告第8号ですが、報告第9号と関連がありますので、事務局より併せて説明をお願いします。
事務局	○報告第8号 阿見町学校給食センター運営委員の解任の専決について 資料14ページをご覧ください。非常勤特別職の阿見町学校給食センター運営委員について、その解任を専決させていただきました。解任は3名で、あて職として選出されていた町保健福祉部長の定年退職と、その他団体から推薦された方々の変更によるものです。 ○報告第9号 阿見町学校給食センター運営委員の委嘱又は任命の専決について 資料16ページをご覧ください。阿見町学校給食センター運営委員について、その委嘱を専決させていただきました。委嘱は3名で、報告第8号で解任された方の後任者になります。委嘱期間につきましては、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。

	報告は以上です。
教育長	ただいま事務局より、報告第 8 号及び第 9 号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、報告第 8 号及び第 9 号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、報告第 8 号及び第 9 号については承認されました。 次に議案第 3 2 号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第 3 2 号 招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について 資料 1 8 ページをご覧ください。国の法律改正により、規則第 7 条第 3 項中の「禁固」を「拘禁刑」に改めるものです。 説明は以上です。
教育長	ただいま事務局より、議案第 3 2 号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
委員	招致外国青年とはどういう方なのでしょうか。
事務局	教育委員会や学校において、職務として語学指導等を行うために青年招致を行った外国の方になります。招致外国青年就業規則は、外国語指導助手として海外から来ていただき、指導をしていただく J E T プログラムを過去に行っていた際に設けた規則となります。 現在、外国語指導助手は全員派遣契約のため、この規則を運用している方はいませんが、規則としては残っていますので今回改正することになりました。
教育長	その他ご質問がないようでしたら、議案第 3 2 号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第 3 2 号については承認されました。 次に、議案第 3 3 号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第 3 3 号 阿見町放課後児童クラブ条例の一部改正について 資料 2 0 ページをご覧ください。本郷小学校区放課後児童クラブが今

	般移転しましたので、第2条第2項の表中にある「荒川本郷1400番地」を「荒川本郷1993番地1」に改める条例改正を行うものです。 説明は以上です。
教育長	ただいま事務局より、議案第33号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第33号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第33号については承認されました。 次に、議案第34号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第34号 総合運動公園B球場照明灯改修工事について 資料22ページをご覧ください。工事の内容としては、総合運動公園のB球場の照明灯4塔について、LED化の改修工事を行うものです。現在設置している水銀灯160台を撤去して、新たにLED灯80台を設置いたします。 工期は議会議決日の翌日から令和8年3月31日までとなります。 説明は以上です。
教育長	ただいま事務局より、議案第34号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第34号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第34号については承認されました。 次に、議案第35号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第35号 予科練平和記念館屋上防水・外壁改修工事について 資料27ページをご覧ください。工事の内容としては、外壁改修、屋上防水改修、内装部分改修を行うものです。塗装やシート防水、笠木新設を行い、耐久性の維持と機能の向上を図る工事になります。 工期は議会議決日の翌日から令和8年1月30日までとなります。 説明は以上です。
教育長	ただいま事務局より、議案第35号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。

	ないようでしたら、議案第３５号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第３５号については承認されました。 次に、議案第３６号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第３６号 君原小学校屋内運動場トイレ等改修工事について 資料３２ページをご覧ください。工事の内容としては、屋内運動場トイレの改修とスロープ設置を行うものです。 トイレ改修工事は、男女トイレ改修、多目的トイレ新設、内装改修、給排水管の更新、照明器具のＬＥＤ化を行います。スロープ設置工事は、バリアフリー化による屋内外のスロープ設置を行います。 屋内運動場は避難所としても使用しますので、使用する際の利便性の向上と防災機能の強化を図るための工事になります。 工期は議会議決日の翌日から令和８年２月２０日までとなります。 説明は以上です。
教育長	ただいま事務局より、議案第３６号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第３６号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第３６号については承認されました。 次に、議案第３７号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第３７号 朝日中学校屋内運動場トイレ等改修工事 資料３９ページをご覧ください。工事の内容としては、屋内運動場トイレの改修とスロープ設置を行うものです。 トイレ改修工事は、男女トイレ改修、多目的トイレ新設、内装改修、給排水管の更新、照明器具のＬＥＤ化を行います。スロープ設置工事は、バリアフリー化による屋内外のスロープ設置を行います。 君原小と同様に、避難所として使用する際の利便性の向上と防災機能の強化を図るための工事になります。 工期は議会議決日の翌日から令和８年２月２０日までとなります。 説明は以上です。
教育長	ただいま事務局より、議案第３７号の説明がございましたが、ご質問

	等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第３７号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第３７号については承認されました。 次に、議案第３８号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第３８号 本郷小学校校舎増築工事について 資料４６ページをご覧ください。工事の内容としては、本郷小に鉄骨造の地上３階建て校舎の増築を行うものです。 普通教室１８室、多目的トイレ各階１ヶ所の計３ヶ所、エレベーター１基、昇降口、職員室、保健室、配膳室を新設いたします。 この工事は、児童数増に伴った教室増設を図るための工事になります。 工期は議会議決日の翌日から令和９年２月２６日までとなります。 説明は以上です。
教育長	ただいま事務局より、議案第３８号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。
委員	新設する職員室と保健室は第二職員室、第二保健室のような扱いになるのでしょうか。
事務局	そのとおりです。
教育長	その他ご質問がないようでしたら、議案第３８号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第３８号については承認されました。 次に、議案第３９号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第３９号 令和７年度阿見町一般会計補正予算案（教育費）について 資料５５ページをご覧ください。令和７年第２回阿見町議会定例会に提出する一般会計補正予算案の教育費について記載しています。 歳出については、教育総務費の事務局費、小学校費の学校管理費、中学校費の教育振興費、社会教育費の社会教育総務費、公民館費、図書館

	費、予科練平和記念館費、保健体育費の学校給食費が全て増額になります。 学校教育課としては、医療的ケアが必要な児童のための看護師派遣委託業務による増額補正や、県の補助要件変更によるデジタル教科書購入代による増額補正を行います。 図書館としては、排煙窓からの騒音発生による点検費用のための増額補正、蓄電池リース代の増額補正を行います。 その他、事務局費、社会教育総務費、公民館費、図書館費、予科練平和記念館費、学校給食費の職員給与関係経費について、人事異動等に伴う増額補正になります。 歳入については、国庫補助金の小学校費補助金に、歳出で説明しました医療的ケア児のための看護師派遣費用の一部が教育支援体制整備事業費補助金として補助される予定です。 説明は以上です。
教育長	ただいま事務局より、議案第39号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第39号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第39号については承認されました。 次に、令和7年5月教育業務報告及び6月教育業務予定を事務局からお願いします。
事務局	○令和7年5月教育業務報告 7日校長会、12日SDGs推進本部会議、13日教員評価面談、教頭会、保護司会総会、14日教務主任会、15日教員評価面談、21日第一小学校運営協議会、稲敷郡教頭会総会・研修会、22日教育委員会定例会、県南教育長連絡協議会総会・研修会、スポーツ少年団総会、23日議会全員協議会、本郷小運動会、県市町村教育委員会連合会定期総会、第二小学校運営協議会、24日舟島小運動会、25日第58回予科練戦没者慰霊祭、27日臨時議会、議会全員協議会、市町村教育委員会教育長会議、29日県立医療大学開学三十周年記念式典、30日第一回学校事務共同実施協議会、青少年相談員連絡協議会総会 ○令和7年6月教育業務予定 3日議会開会、定例管理職会、4日町議会一般質問、5日町議会一般質問、6日町議会一般質問、租税教育推進協議会、8日町子ども会育成連合会球技大会、かすみコンサート喜楽座、9日民生教育常任委員会、

教育長	13日町交通対策協議会定例会総会、16日賀詞交歓会第一回実行委員会、17日町議会閉会、23日町校長会、24日茨城大学の連携に関する定期協議会、25日教育委員会定例会、28日フレンドリータウンデイズ阿見の日、30日計画訪問 ただいま事務局より、5月教育業務報告及び6月教育業務予定の説明がありましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 (その他協議事項、連絡事項については下記のとおり)
教育長	他に質問がないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。
そ の 他 連 絡 事 項 等	
事務局	○6月教育委員会定例会 令和7年6月25日(水) 午後3時30分
閉会	午後3時20分

議事録署名 令和 年 月 日

教 育 長 宮崎 智彦

委 員 湯原 敦子